

幼児教育・保育無償化への対応について（案）

1. 見直しの背景

令和元年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、同年10月から、幼稚園、保育所等の利用料、保育料（以下、これらを「保育料」と言う。）の無償化が開始された。これらの制度変更による物価の変動を捉え、上位類指数へのより適切な反映を図る観点から、品目「幼稚園保育料」及び「保育所保育料」の見直しを実施する。

2. 幼児教育無償化制度の概要

（1）対象者・対象範囲

対象施設	対象世帯	無償となる保育料の範囲
・幼稚園	・3～5歳児は原則全世界帯	原則全額 （一部私学助成の私立幼稚園は月額25,700円を上限に補助）
・認可保育所 ・認定こども園	・0～2歳児は住民税非課税世帯	全額
・認可外保育施設 ・ベビーシッターなど	・3～5歳児は原則全世界帯	・0～2歳児は上限額(月)42,000円 ・3～5歳児は上限額(月)37,000円

なお、無償化の対象費用は入園料及び保育料であり、通園送迎費、食材料費、行事費などの実費徴収費用は対象外。

※保育所の給食費の取扱いは現行どおり。なお、保育料に給食費を含めている園（保育所は、3歳以上児は保育料に副食費を含む）が多数あるが、10月以降は、保育料と分離して園が徴収する。

（2）無償化の方法

施設型給付¹の施設（公立幼稚園、私立幼稚園のうち施設型給付へと移行した幼稚園、認可保育所等）については、原則、現物給付で実施されるため、利用者による保育料の支払いはない。また、算定方法については年額算定から、月額算定に変更される。一方で、私立幼稚園のうち、施設型給付を受けない幼稚園については、従来の就園奨励費補助事業に変わり、2019年10月から新たに創設される無償化事業に移行される予定であり、償還払いか現物給付かを自治体が実情に応じて判断する仕組みとなる。

¹ 2015年4月施行の子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。従来の財政措置では、保護者への助成金は異なる財源・方法で支給されてきたが、この制度で共通の給付に一本化され、市町村が施設へ助成金の支給を行う。このため、保護者は助成金があらかじめ差し引かれた保育料を施設に支払うことになる。私立幼稚園は、同給付を受けるか否かを選択することができ、受けない場合は従来の就園奨励費補助事業を受ける。

3. 幼稚園保育料の取扱い

(1) これまでの採用価格

公立幼稚園は原則2年保育（一部3歳児保育の市町村銘柄を設定）の保育料及び入園料、私立幼稚園は3年保育の保育料、就園奨励費及び入園料を、世帯所得別に区分して採用している。

（公立幼稚園及び施設型給付の私立幼稚園）

年齢	3歳児（公立幼稚園は一部市町村銘柄）				4歳児				5歳児			
所得区分 ²	非課税	3.5万	15万	40万	非課税	3.5万	15万	40万	非課税	3.5万	15万	40万
採用価格	保育料	保育料	保育料	保育料	保育料	保育料	保育料	保育料	保育料	保育料	保育料	保育料
	入園料（課税額15万円世帯）				入園料（課税額15万円世帯）				入園料（課税額15万円世帯）			

注）保育料は世帯年収から計算された市町村民税課税額ごとに設定されている。

（施設型給付を受けない私立幼稚園）

年齢	3歳児				4歳児				5歳児			
所得区分	非課税	3.5万	15万	40万	非課税	3.5万	15万	40万	非課税	3.5万	15万	40万
採用価格	保育料				保育料				保育料			
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	就園奨励費	就園奨励費	就園奨励費	就園奨励費	就園奨励費	就園奨励費	就園奨励費	就園奨励費	就園奨励費	就園奨励費	就園奨励費	就園奨励費
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自治体独自の補助金	自治体独自の補助金	自治体独自の補助金	自治体独自の補助金	自治体独自の補助金	自治体独自の補助金	自治体独自の補助金	自治体独自の補助金	自治体独自の補助金	自治体独自の補助金	自治体独自の補助金	自治体独自の補助金
	入園料（課税額15万円世帯）				入園料（課税額15万円世帯）				入園料（課税額15万円世帯）			

注）保育料は幼稚園ごとに設定され、所得にかかわらず一律金額となっている。就園奨励費及び自治体独自の補助金がある場合はそれらの金額を差し引く。

(2) 2015年基準における2019年10月以降の採用価格

（公立幼稚園及び施設型給付の私立幼稚園）

全ての施設が無償化の対象となったため、2015年基準の期間は保育料及び入園料ともに毎月の価格を0円として採用することになる。

（施設型給付を受けない私立幼稚園）

保育料と入園料の合計額（年額）が無償化の上限（308,400円）を超えた金額が世帯の負担分となる。小売物価統計調査の調査対象のうち、無償化の上限を超える幼稚園は3歳児で22.0%、4,5歳児で6.7%となり、約4割の調査市町村において、上限を超える調査対象幼稚園が存在する。

² 市町村民税所得割課税額の金額（非課税は市町村民税非課税の世帯）。施設型給付の保育所・幼稚園・認定こども園の保育料は、自治体が保育料額を決定し、世帯年収から計算された市町村民税課税額ごとに、保育料が設定されている。施設型給付を受けない私立幼稚園の保育料は、幼稚園ごとに設定され、所得にかかわらず一律金額となっている。

無償化の上限額を超えている幼稚園数（小売物価統計調査 2019 年 4 月分）

	3 歳児	4 歳児・5 歳児
幼稚園数	112 園 (22.0%)	34 園 (6.7%)
市区町村数	59 市区町村 (38.6%)	20 市区町村 (13.1%)

したがって、これらの施設型給付を受けない私立幼稚園がある市町村においては、引き続き区分を維持して、保育料等を取集・採用する。なお、2019 年 10 月以降は、年額算定から月額算定に変更となるが、引き続き年額を採用する。

（施設型給付を受けない私立幼稚園）

年齢	3 歳児			4 歳児				5 歳児					
	非課税	3.5 万	15 万	40 万	非課税	3.5 万	15 万	40 万	非課税	3.5 万	15 万	40 万	
所得 区分	保育料			保育料				保育料					
	入園料 ※3 歳のみ反映												
	－ 無償化の補助金 （一律 308,400 円）												
	－ 自治体 独自の 補助金	－ 自治体 独自の 補助金	－ 自治体 独自の 補助金	－ 自治体 独自の 補助金	－ 自治体 独自の 補助金	－ 自治体 独自の 補助金	－ 自治体 独自の 補助金	－ 自治体 独自の 補助金	－ 自治体 独自の 補助金	－ 自治体 独自の 補助金	－ 自治体 独自の 補助金	－ 自治体 独自の 補助金	－ 自治体 独自の 補助金

注) 自治体独自の補助金がある場合は、保育料から補助金を差し引く。

（3）2020 年基準における取扱い

①公立幼稚園

無償化後は一律 0 円となることから、廃止品目とする。

②私立幼稚園

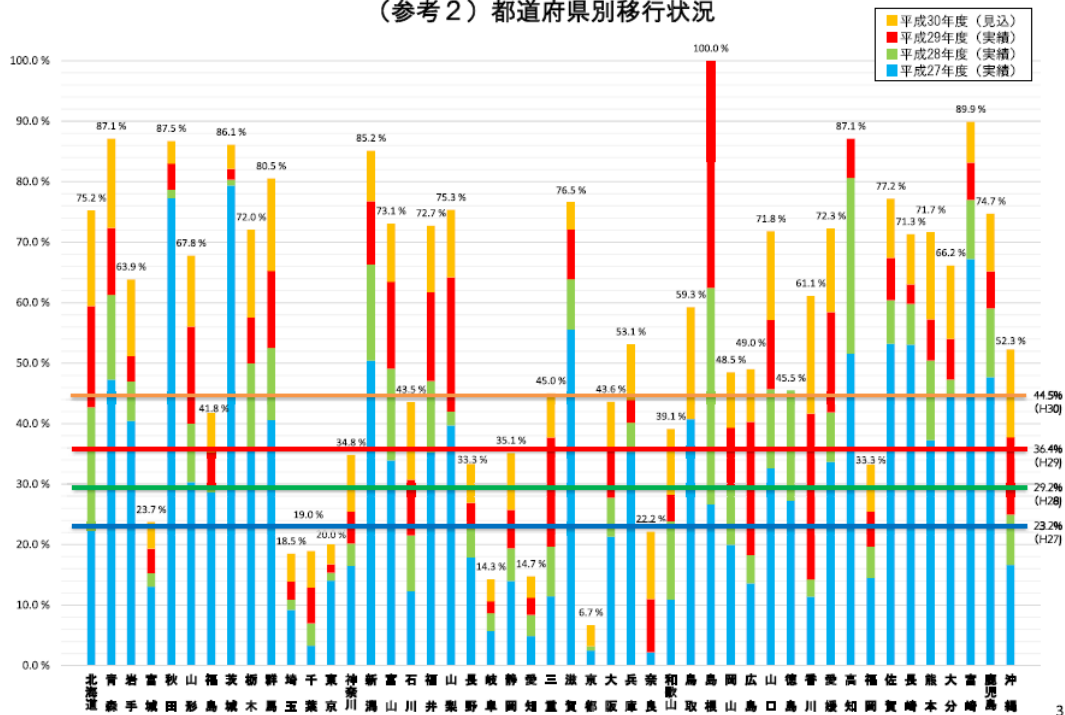
現行の小売物価統計調査においては、無償化で 6 割強の調査対象市町村で指数が 0.0 となり、今後も施設型給付へ移行する幼稚園が増加することで、無償となる幼稚園の割合はさらに高まっていくことが見込まれる。また、施設型給付に未移行かつ料金が無償化の補助金額を上回る幼稚園においても、利用する世帯の負担額は非常に低額となることが予想される。

一方で、無償化制度の施行後に所得制限の新設などにより、世帯の支出が増加した場合などは、その影響を指数に反映する必要がある。

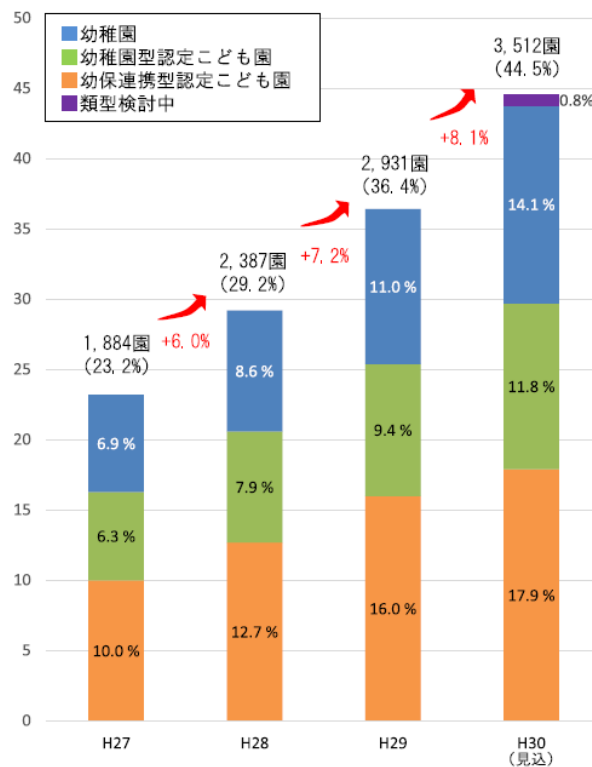
このため、指数品目の私立幼稚園については、2020 年基準改定においては廃止品目とするが、幼稚園保育料については、保育所保育料にウエイトを取込むことによって、世帯の支出の状況を指数に反映する。

都道府県別私立幼稚園の新制度（施設型給付）移行状況

（参考2）都道府県別移行状況



〈移行状況の推移〉



出典:内閣府子ども・子育て本部、文部科学省初等中等教育局

「平成30年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について」

4. 保育所保育料の取扱い

(1) これまでの採用価格

3歳以上児（5歳児の価格を採用。以下同様。）は所得区分を3区分とし、3歳未満児（2歳児）は1区分としている。施設型給付により、3歳以上児は、全ての区分で保育料が0円となるが、3歳未満児は、非課税世帯を除き、従来通り所得に応じた保育料が発生するため、いずれの調査市町村においても指数は0.0にはならない見込みである。

（これまでの保育所保育料）

年齢区分	3歳未満児（2歳児）		3歳以上児（5歳児）		
所得区分	市町村民税所得割課税額 15万		同 3.5万	同 15万	同 38万
採用価格	保育料		保育料	保育料	保育料

(2) 2015年基準における2019年10月以降の採用価格

3歳未満児（2歳児）の無償化の影響を指数に適切に反映させるため、その非課税世帯を追加した5区分で調査する。なお、無償化対象区分においては、価格は0円として採用する。

（2019年10月以降の保育所保育料）

年齢区分	3歳未満児（2歳児）		3歳以上児（5歳児）		
所得区分	市町村民税 非課税	市町村民税所得割 課税額 15万	同 3.5万	同 15万	同 38万
採用価格	保育料（無償化）	保育料	保育料（無償化）	保育料（無償化）	保育料（無償化）

(3) 2020年基準における取扱い

3歳以上児は無償となるが、今後の制度変更の可能性等を踏まえ、3歳以上児の区分は廃止しない。3歳未満児は所得区分に応じて保育料が異なるため、区分を細分化する。

2015年基準においては、モデルとなる所得割課税額の金額は、民間給与実態調査の結果等から算出して設定しているが、今後は内閣府が示す階層区分³の金額を採用する。

保育所の料金表は、3歳未満児は3号認定、3歳以上児は2号認定の料金表が適用される。自治体によって、3号認定の料金表が0歳児、1・2歳児と別料金になる場合があるが、数が少ないため2歳児のみの区分とする。

（2020年基準の保育所保育料）

年齢区分	3歳未満児（2歳児）				3歳以上児（5歳児）			
所得区分	市町村民税 非課税	所得割課税額 48,599円	同 168,999円	同 396,999円	市町村民税 非課税	所得割課税額 48,599円	同 168,999円	同 396,999円
採用価格	保育料 （無償化）	保育料	保育料	保育料	保育料 （無償化）	保育料 （無償化）	保育料 （無償化）	保育料 （無償化）

³ 内閣府子ども・子育て本部「平成30年度における特定教育・保育施設等の利用者負担の上限額基準（月額）」における保育認定の子ども（2号認定、3号認定）の階層区分。

なお、現在は「公立保育所」の価格を調査しているが、認可保育所であれば公立・私立ともに同じ料金表が適用されるため、より円滑な調査実施の観点から、「認可保育所」を調査することとする。